

「四日市市プレミアム付デジタル商品券」発行等業務委託
受託候補者選定公募型プロポーザル募集要領

1. 目的

物価高騰が長期化する中で、幅広い消費を促し地域産業の活性化を図るため、商工団体等や市で組織する「四日市市プレミアム付デジタル商品券」実行委員会（以下、実行委員会という）は「四日市市プレミアム付デジタル商品券」事業を実施します。

ついては、実行委員会は本事業の委託業者を選定する企画提案の公募型プロポーザルを実施します。

2. 委託業務の内容

(1) 委託業務内容

別紙仕様書のとおり

(2) 履行期間

契約締結日から令和9年1月31日（日）まで

(3) 委託金額の上限額

事務費399,860千円（消費税込み）

なお、本業務について上記の金額内で提案を募集するものであり、契約締結に関する予定金額ではありません。また、上記金額を超える提案は受付できません。

※事業費（プレミアム分）1,200,000千円については、本事業全体には含まれますが、販売実績に応じて支出する単価契約であることから金額の変更はできないため、提案上限額からは除きます。

3. 参加資格

財源の全てを市からの助成で実施することから、市の参加資格に原則準じるものとし、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 四日市市の入札参加資格者名簿に登録を有していること。ただし、入札参加資格者がプロポーザルの過程で要件に該当しないと明らかになった場合は、契約相手先にできない。
- (2) プロポーザル実施公表の日から契約締結の日までにおいて四日市市建設工事等入札参加資格停止基準（平成21年6月1日施行）の規定による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 経営不振の状態（民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立て、会社更生法（昭和27年法律第127号）に基づく更生手続がなされた状態にないこと。
- (6) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体及びこれに類する団体でないこと。
- (7) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体及びこれに類する団体でないこと。

いこと。

- (8) 複数の事業者の連合体により申請も可とする。その場合、すべての事業者が参加資格等の要件を満たしていること。(9)の要件については、少なくとも1社が要件を満たしていればよいものとする。
- (9) 令和元年度以降、他の地方公共団体等からプレミアム付デジタル商品券などの業務を受託した実績を有すること。なお、参加意向申出書には、実績の業務内容がわかる契約書の写し等を添付すること。
- (10) 別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守していること。

4. 参加方法

(1) 提出書類一覧

| | 提出書類 | 部数 | 備考 |
|---|---------|--------------|-----------------------------------|
| 1 | 参加意向申出書 | 1部 | 様式1号 別添に実績の業務内容がわかる 契約書の写し等 |
| 2 | 質問書 | 1部 | 様式2号 |
| 3 | 企画提案書 | 正本1部 副本8部 | 様式3号 別紙1から別紙10 |
| 4 | 事業者概要書 | 正本1部 副本8部 | 様式4号 別添に会社案内等の資料 |
| 5 | 見積書 | 正本1部 副本8部 | 様式5号 別添に詳細見積 |
| 6 | 業務実施体制 | 正本1部 副本8部 | 様式6号 |
| 7 | 誓約書 | 正本1部 副本8部 | 様式7号 |

(2) 提出先

- ・名 称：四日市市プレミアム付デジタル商品券実行委員会
(事務局 四日市市商工農水部商業労政課内)
- ・住 所：三重県四日市市諏訪町1番5号(本庁舎7F)
- ・電 話 番 号：059-354-8175
- ・F A X 番 号：059-354-8307
- ・メールアドレス：syougyourousei@city.yokkaichi.mie.jp

※提出後の書類の返却には応じません。

※提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、参加を無効とさせていただきます。

5. スケジュール

| 日程 | 内容 |
|------------------|--|
| 令和8年 2月10日(火) | ・市のHPに掲載 (参加意向申出書、プロポーザル募集要領、仕様書、質問書、誓約書等) ・質問・参加意向申出書受付開始 |
| 令和8年 2月20日(金) | 質問・参加意向申出書 期限 |
| 令和8年 2月25日(水) | ・質問の回答をHPに掲載 ・参加資格審査結果通知書発送 |
| 令和8年 3月10日(火) | 提出書類 様式3～7号 期限 |
| 令和8年 3月中旬(予定) | プロポーザル実施 ※日程については上記、参加資格審査結果通知書に記載 |
| 令和8年 3月中旬(予定) | プロポーザル審査結果通知書発送 |
| 令和8年 3月中旬(予定) | 委託契約の締結 |

6. 参加意向申出書

(1) 申請方法

プロポーザル審査に参加を希望する事業者は、四日市市ホームページに掲載されている参加意向申出書(様式1号)を持参又は郵送(簡易書留)にてご提出ください。

※郵送の場合は、郵送した旨の電子メールと電話にて担当者に連絡すること。

メールアドレス：syougyourousei@city.yokkaichi.mie.jp

(担当 柴田 祐希・柴田 尚輝)

(2) 提出期限

令和8年2月20日(金) 午後5時必着

(3) 参加意向申出書による参加資格要件の審査

「3. 参加資格」に同じ

(4) 審査結果の通知

審査結果については、参加資格審査結果通知書にてお知らせします。

7. 質問

(1) 質問方法

本募集要領や仕様書等に質問がある場合は、質問受付期間内に質問書(様式2号)を作成し、電子メールで提出すること。なお、電子メール以外による質問は認めません。

※参加資格審査の結果、参加資格が認められなかった質問者からの質問については回答しま

せん。

(2) 質問期限

令和8年2月20日(金) 午後5時必着

※電子メール送信の際は、件名及びファイル名は【(事業者名) デジタル商品券プロポ質問】とすること。

※メールを送信する時間は平日の午前9時から午後5時とすること。

※メールを送信した後に、担当者へ送信した旨を電話にて連絡すること。

(担当 柴田 祐希・柴田 尚輝)

(3) 質問に対する回答方法

質問者名を伏せ、質問内容及び回答を四日市市ホームページに掲載します。

8. 事業者選定方法

(1) 審査委員会

事業者選定にあたっては、別途、実行委員会委員や外部有識者で構成する審査委員会を設置し審査を行います。

(2) 提出書類

- ・企画提案書 (様式3号)
- ・事業者概要書 (様式4号)
- ・見積書 (様式5号)
- ・業務実施体制 (様式6号)
- ・誓約書 (様式7号)

以上を持参又は郵送(簡易書留)にて提出し、郵送した場合、郵送した旨を電子メールと電話にて担当者に連絡すること。

メールアドレス: syougyourousei@city.yokkaichi.mie.jp (担当 柴田 祐希・柴田 尚輝)

(3) 提出書類の期限

令和8年3月10日(火) 午後5時必着

※プロポーザルの順番については、企画提案書の受付順とします。

(4) プロポーザル審査(面接審査)

①日時

令和8年3月中旬

※参加資格審査結果通知書にて日時をお知らせします。

②実施方法

プロポーザル審査は、企画提案書(様式3号)の内容を審査委員会に説明し、審査委員の質問に答える形式で実施します。説明者は3名以内とし、統括責任者の出席を必須とします。所要時間は、30分程度(説明15分、質疑応答ほか15分)とします。

評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉事業者とし、評価点が2番目に高い事業者を第2位優先交渉事業者とします。評価点の同じ者が2者以上あるときは、審査委員会委員長が決定するものとします。

また、審査委員会の会議は非公開とし審査内容にかかわる一切の質問や異議等について

は受付しません。

説明者はすべて提案者の雇用する従業員とし、統括責任者は、原則、契約後の実行委員会との窓口担当者となる見込みの者とします。

(5) 審査基準及び審査項目

① 審査

企画提案の内容について、各評価項目及び評価基準に基づき審査を行い、総合的に判断して優先交渉事業者を選定します。

② 選定にかかる評価項目及び評価基準は、次のとおりとします。

○ 評価項目及び評価基準

| 提案項目 | 審査の視点 |
|---------------|---|
| 業務実施体制 | <ul style="list-style-type: none">・業務を迅速かつ正確に遂行できる事務局やコールセンター、対面窓口等の体制が整っているか・市民等や参加店舗等からの問合せ（様々な意見やスマートフォンの使い方等を含む）への適切な対応が可能となる体制が整っているか |
| 業務実績 | <ul style="list-style-type: none">・本業務と類似業務の実績の状況 |
| 商品券の発行 | <ul style="list-style-type: none">・利便性が高く、利用者及び店舗双方にとって操作性に優れたデジタル商品券の提案となっているか |
| 業務スケジュール | <ul style="list-style-type: none">・仕様を満たす商品券発行内容・販売方法が提案されているか・納品日やシステム構築・テスト・保守・運用等のスケジュール・手順等が示されており、実現可能な仕様を満たすスケジュールとなっているか |
| 参加店舗の募集 | <ul style="list-style-type: none">・店舗募集の具体的かつ現実的な方法が示されており、参加店舗数（目標、概ね3,000店舗）を増加させる取組みが提案されているか |
| 市民等や参加店舗等への対応 | <ul style="list-style-type: none">・市民等や利用者からの問合せなどや参加店舗等への適切な導入・運用等の対応ができる提案となっているか |
| デジタルディバイドへの対応 | <ul style="list-style-type: none">・スマートフォンを持っていない、操作に不慣れ、またはキャッシュレス決済未経験者等が当事業へ参加しやすい提案となっているか |
| 広報・周知活動 | <ul style="list-style-type: none">・参加店舗等や市民等が認識しやすいポスターとWEBサイト等のデザインとなっており、商品券完売に向けた効果的なプロモーションが提案されているか |
| セキュリティ対策や安全性 | <ul style="list-style-type: none">・商品券などの不正使用防止やセキュリティ対策等の具体的かつ現実的な方法が提案されているか・システム障害の発生や個人情報等が流出した場合の対処法が提案されているか |
| 独自提案 | <ul style="list-style-type: none">・事業者が有するノウハウや知識・経験が提案に反映されているか・四日市市の特色を反映した特筆すべき事項の提案がなされているか・効率的な事業になっているか |

(6) 審査結果の公表

審査結果の内容は、四日市市ホームページで公表します。

- ①優先交渉事業者の名称、採点結果の合計
- ②優先交渉事業者を決定した理由
- ③審査委員の氏名など

9. 契約の締結

契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、実行委員会と詳細を協議するものとし、この際、改めて実行委員会から提案内容の説明を求めることがあります。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがあります。選定された優先交渉権者との協議が成立せず契約の締結が困難な場合は、優先順位が次順位の者と協議を行い、成立した場合には当該事業者と契約の締結を行います。

10. 提案者の失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ・提案上限額を超える提案を行ったとき。
- ・プレゼンテーション審査に欠席したとき。
- ・一団体に複数の提案をしたとき。
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき。
- ・法令並びに四日市市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき。
- ・審査の公平性を害する行為があったとき。
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき。

11. その他

- (1) 本プロポーザルに要する費用はすべて参加者の負担とします。
- (2) 本プロポーザルに関する提出書類は返却しません。
- (3) 本プロポーザルにおいて、その公正な執行を妨げた者、虚偽の提案等を行った者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得ようとした者は失格とします。
- (4) 提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の国及び諸外国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下、特許権等という）の対象となっている意匠、デザイン、設計、製作方法並びに管理方法等を使用した結果生じた一切の責任は、参加者が負うものとします。
- (5) 提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差替え及び再提出には応じません。ただし、実行委員会が認めた場合はこの限りではありません。また、提出書類等の著作権は参加者に帰属しますが、参加者の承諾を得た上で、四日市市情報公開条例に定めるところに準じて、公開されることがあります。
- (6) 本要領及びプロポーザルを通じて入手した市および実行委員会の情報等をプロポーザルの目的以外に使用してはなりません。また第三者に漏らしてはなりません。

- (7) 提案者は参加意向申出書（様式1号）の提出をもって、本要領記載内容を承諾したものとみなします。
- (8) 本事業の申請に当たり生じた通信事故については、市および実行委員会はいかなる責任も負いません。
- (9) 提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は受託後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとします。